

## 競争入札等にかかる建設業者等の入札参加資格停止について

このたび、下記のとおり守山市入札参加資格停止基準に基づき入札参加資格停止措置を講じることに決定しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 入札参加資格停止措置業者

- (1) 大日コンサルタント株式会社  
岐阜県岐阜市藪田南3-1-21
- (2) 株式会社トーニチコンサルタント  
東京都渋谷区本町一丁目13番3号
- (3) ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社  
愛知県名古屋市中村区名駅五丁目33番10号

#### 2 入札参加資格停止措置期間

業者名	停止期間	停止月数
大日コンサルタント(株)	令和8年4月9日から令和8年7月8日まで	3月間
(株)トーニチコンサル タント	令和8年4月9日から令和8年7月8日まで	3月間
ジェイアール東海コン サルタンツ(株)	令和8年4月9日から令和8年7月8日まで	3月間

課徴金減免制度の適用を受けているため、守山市建設工事等入札参加資格停止基準第6条第5項の規定により、停止期間を別表の2分の1の期間とする。

#### 3 入札参加資格停止理由

滋賀県を含む特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検等業務の入札に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和7年12月19日付けで公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けたため。

#### 4 根拠基準

守山市建設工事等入札参加資格停止基準第3条

別表第2第7項第2号イに該当（独占禁止法違反行為）

「県内の他の公共機関等が発注した工事等に関し、公正取引委員会から排除措置命令または課徴金納付命令を受けたとき。」

同基準第6条第5項（入札参加資格停止期間の特例）

「市長は、別表第2第7項の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの当該業者の入札参加資格停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。」